

「管内事業所へ救命講習指導者委嘱状を交付」

当署管内の特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑の事務長(応急手当普及員)に対し、この度、救命講習を自主的に開催し指導することを目的として、救命講習指導に関する委嘱状を交付しました。当該事業所は日頃から東京消防庁の推進している応急手当奨励制度に御理解をいただき、救命講習の受講を積極的に推進いただいています。コロナ禍において感染拡大防止の観点から様々な制約や制限がある救命講習ですが、委嘱状の交付を受けた応急手当普及員が自らの事業所従業員に対し救命講習を実施することで感染リスクを減らすとともに、複数の現況に適した応急救護体制を確立すべく御尽力いただいています。

